

令和7年度秋田県環境審議会 第2回環境保全部会 議事録

- 1 日 時 令和8年3月12日(木) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 会 場 秋田県庁舎 7階 73会議室
- 3 出席者 (委員) 10名中7名出席(Web出席1名)
石川委員、木口委員、菊地委員、金委員、清水委員、鄭委員、菅原委員
(県)
高橋生活環境部次長、田村環境管理課長、川原環境整備課長
- 4 議 事
○議 案
(1) 諮問第7号 第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案について
諮問第7号の第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案について、環境整備課長が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとした。

○報告事項
(1) 秋田県公害防止条例施行規則の改正について

各事項の詳細については、以下をご覧ください。

議長

諮問第7号 第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案について、事務局から説明をお願いします。

県

(第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案について説明)

議長

ただいま、第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

委員

資料1の「計画の4つの柱」の「4 協働による課題への統合的な取組」についてですが、協働とは、どこかとどこかが一緒に連携することなののでしょうか。

県

市町村、NPO法人、各種団体、事業者、そして県等、各主体がそれぞれ単独で取り組むのではなく、各主体が一緒になって取り組んでいこうということです。

例えば、プラスチックごみ削減の推進については、市町村だけが取り組むのではなく、市

町村や地域住民等各主体が一緒になって取り組んでいこうという趣旨になります。

委員

資料2の1ページ目「第1章 計画の基本的事項」の下部に「本県が抱える循環型社会の形成に関するさまざまな課題や視点を整理し直し、継続して対応すべき課題に加え、新しい課題や視点にも対応していく～」とありますが、新しい課題や視点は具体的に何で、どのように対応していくのでしょうか。

また、文章の最後にある「(以下「本計画」という。)」の句点は不要ではないでしょうか。

県

資料1の「現状と課題」の「社会情勢の変化からみた課題」にもありますが、国が国家戦略として「循環経済への移行促進」等を掲げておりますので、このような視点で循環型社会の形成に向けて取り組んでいこうとするものであります。

「計画の4つの柱」の「2 事業活動における循環経済への移行促進」の「(2) 循環型社会ビジネスの推進や未利用資源活用の新規開拓」の4つ目にある「【拡】新たな資源循環の創出に向けた取組の推進」がありますが、例えば美郷町において、持続可能な航空燃料(SAF)の取組として、町と航空会社(JAL)が協定を締結し、町が廃食用油を回収してそれを航空燃料にする事業を始めたところです。こうした新たな取組等が新しい視点に該当すると考えています。

県

かっこ内に名詞ではなく文章が入る場合は、「〇〇という。」のように句点を置くのがルールだと思っていただければよいです。法令文はそのようになっており、国の計画でも同様に記載しています。

委員

わかりました。

39ページの「図3-6-5 産業廃棄物の排出量の推移」について、(現行計画の)目標は最初から低く設定されているように感じます。何を目標値としているのかが疑問に思いました。

また、37ページの「図3-6-1 入口側の循環利用率の推移」の横軸の年がこんなに必要かなと思いました。

県

37ページの「図3-6-1 入口側の循環利用率の推移」の横軸の年については、見やすいように修正したいと思います。

39ページの「図3-6-5 産業廃棄物の排出量の推移」の目標値につきましては、計画で産業廃棄物の排出量を算出した際に併せて行った今後の産業廃棄物の排出量の推計値になります。

例えば、過去から段々増えてきているということであれば、目標値も少し多めになってしまいます。ただ、排出量が増加していく中でどれだけ減らせるかを加味した上での数値目標

となるため、結果からみると低い目標に見えるかもしれませんが、現在よりも少なくしていくという目標を立てておりますので、ご理解をお願いします。

委員

資料1の「現状と課題」の「社会情勢の変化からみた課題」において、高齢化とごみ排出量は直接は関係ないと思いますが、一人世帯の高齢者は、ごみの分別も大変ですし、ライフスタイルが変わって、一般的にはごみは増えます。

現状と課題として、今後、秋田県の年齢別の構成が劇的に変わろうとしている中で、例えば、分別収集ができない場合やごみを廃棄するのが大変な方には回収に行くといった県としての支援体制を考えていく必要があるのではないのでしょうか。これは計画の背景と繋がっていると思います。

1人当たりのごみ排出量の増加は、高齢者とも関係があるかもしれないので、その辺の統計データがあれば整理できると思います。高齢者を含めた整理が全体的に不足している気がします。

それと合わせて、ごみの処理コストについても一緒に考えて全体像を作っていく必要があるのではないかと思います。

県

高齢化に関しましては、ご指摘のとおり、これから人口減少が進むと同時に、高齢化も進行中の状況です。今回は計画の柱の中には記載しておりませんが、課題としては捉えていたところです。こちらについては、ごみの出し方等については、まずは市町村が体制をどうするか重要ですので、今後は市町村と意見交換を行い、市町村の考えも聞いていきたいと思っています。

また、ごみ処理コストの増加に関しまして、資料2の51ページに「ごみ処理の広域化・脱炭素化に向けた施設整備の促進」として、令和8年度予算で秋田県ごみ処理広域化・集約化計画の改定を予定しており、人口減少を踏まえたごみ処理施設の計画的な整備を促すこと、資源循環、脱炭素化の3つの視点で秋田県ごみ処理広域化、施設集約化のほか、課題となっているごみ処理コストや人材育成等を整備していく計画を作っていきますので、ごみ処理コストについては、今後市町村と協議していきながら課題に対応していく予定です。

委員

次回の計画改定の際には、高齢者のごみの排出、リサイクル、収集、分別について、データに基づいた対策をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

県

課題として認識しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

委員

ごみの排出量が多いのはなぜなのかということを考えていました。

秋田市のごみ処理の内容をみると処理施設そのものがかなり高温で焼却できるので、何を捨ててもよいと言われているような気がします。

秋田市の場合は、ペットボトルやガラス等は分別していますが、それ以外は一般のごみとして廃棄している状況です。

逆に高齢になるとあまり食べ物も食べなくなって、動かなくなって、逆に少なくなる場合もあるのかなと考えた時に、秋田市の焼却施設のあり方も関係してくるのかと考えています。

県

ごみ処理施設については、市町村が自らの地域の状況を考えながら整備していくので、施設、ごみの分別の種類や仕方が決まっています。

秋田市に関しては、ある程度他の施設が燃やせないようなごみを燃やせるので分別もそれほど厳しくない状況です。

ごみの分別収集をたくさんしているところとあまりしていないところのごみの排出量を全国的に比較すると、ごみの分別数が多いところがごみの排出量が少ないという統計的なデータもあります。

ごみの分別は、施設の種類や整備の状況によって各市町村や広域ブロックで事情があるのですぐには対応が難しいかと思います。

ただ、秋田市もこれから広域化をするということと、県でごみ処理広域化・集約化計画を改定しますが、ただ「ごみを集約しましょう」、「ごみ処理施設を集約しましょう」、「ブロックを広くしましょう」ということだけではなく、プラスチックごみをきちんと分別してもらおう計画になりますし、現在、秋田市、男鹿市、南秋田郡、潟上市、由利本荘市で集約化、広域化を進めようとしているところですが、その中の話を聞いていますと、ただ一緒になるだけではなく、プラスチックごみもきちんと分別していきましょうという話がありましたので、ごみの排出量を減らす中には今回のごみ処理広域化・集約化計画を改定していく中で、減らすにはどうしたらよいのか市町村と検討していきたいと考えています。

委員

国際的には、熱回収に関してはリサイクルに含まれないと思いますが、国では、熱回収はリサイクルに含まれるという理解でよろしいでしょうか。

県

循環型社会形成推進法の中では、熱回収はリサイクルに含まれておりますし、国の市町村に対する既設の補助金についても、熱回収については、補助対象となっておりますので、リサイクルの一つとして位置づけられていると認識しています。

委員

資料2の56ページで県民1人1日当たりのごみ排出量の目標値が記載されていますが、計画では900gで、そのうち家庭系が500gとありますが、これはどのように算出されたのでしょうか。

県

県民1人1日当たりのごみ排出量につきましては、資料2の16ページ「図3-2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和5年度）」をご覧ください。

「排出量(324,537)」とありますが、これは、県全体の市町村の排出量合計から県人口を割り、日数に換算した上で県民1人1日当たりのごみ排出量を算出しています。

県

資料2の16ページ「図3-2-1 一般廃棄物(ごみ)の処理状況(令和5年度)」をご覧ください。

例えば、資源系のごみは「資源ごみ」とか、事業系のごみは基本的に市町村で回収しないで処理施設に直接搬入される直接搬入量等を人口割して算出しています。

委員

家庭系のごみは1日500gと言われても県民にはイメージしづらいため、食品だと野菜を1日350g取りましょうと言ってもわからないので、手に野菜を乗せてこれで350gですとやると、イメージが付きやすくなるように、500gだとこれに相当しますよという視覚的にわかりやすい指標を示すと取り組みやすくなると思います。

また、高齢者が多くなってくると食べる量が少なくなってきました。計画の中で「食べられる量だけ買いましょう」となっていますが、現在、県内のスーパーでも少ない量で販売するようになっていますが、高齢者だと一人になった場合に、買って残ってしまう場合が多くあるので、食べられる量だけ買いましょうと言っても、そうなれば買う物もかなり限られてくると思うので、さまざまな所と協力して推進していくことで食品ロスの削減に繋がっていくと思いますし、高齢者が多くなっても健康で良い物を食べて長生きできるようになっていくのではないかと思います。

県

計画の目標値については、ただ目標を立てるだけではなく、それをどのように周知して、理解してもらって、行動に移してもらうかということが大事だということはあるところだと言われているので、そこについては工夫していきたいと思います。

また、高齢者の方が食べる物が少なくなるから少量の物がよいのではないかとということについては、そのようなこともあると思いますので、ご意見を参考に今後の施策を展開していければと思っています。

委員

資料2の38ページの「図3-6-3 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移」で令和5年度に減った理由は何でしょうか。

県

令和5年度に減少した理由については、物価高騰による買い控えや消費抑制等が要因の一つであったと推測しています。

委員

資料1「計画の4つの柱」の「2 事業活動における循環経済への移行促進」の「(2)」の4つ目「新たな資源循環の創出に向けた取組の推進」ですが、この取組の中では拡充とされ

ていますが、関連として資料2の50ページを見ますと、個人的に一番効果があるのはここではないかと思っています。

リサイクル等がビジネスとして成立するのが、経済としてこれが成り立つのかどうかというところが肝なのではないかと思っています。

資料2の50ページの(4)の1つ目に「資源循環の創出を支援します」、4つ目に「整備する事業者を支援します」と支援が2つありますが、具体的にどのような事業をお考えでしょうか。

県

現在、県では、産業労働部において、環境・リサイクル産業集積支援事業としてリサイクル施設やリサイクル関係の研究、環境イベントの参加に対する助成を行っています。

その他、プラスチックのリサイクルネットワークのプラットフォームの立上げや、太陽光パネルのリサイクルの研究に対する支援等を実施しています。

また、企業関係のリサイクルに限らず新たなことを実施する時や、事業を立ち上げる時等に支援できるものもあると伺っています。

委員

木質バイオマス発電が最近非常に増えてきており、これまで山に放置してきた丸太等の未利用材が活用され、山がきれいになっています。利用に関しては是非、出口対策としてビジネスが成り立つように県からも応援していただけると非常にありがたいと思います。

県

県内でもバイオマス発電等新しい施設が建ってくると伺っています。県内でも木質バイオマスが足りないといった話もありますが、こうした未利用資源を活用することは大事だと思いますので、県でも他部署とも意見交換しながら支援策を検討していきたいと考えています。

委員

資料2の62ページ「(6) 県の役割」に、産業廃棄物のうち特に健康有害物について、運搬等の衛生管理や安全性管理の話が記載されていなかったのもので、その指導等の項目を追加してはいかがでしょうか。

県

ご意見ありがとうございます。参考とさせていただき、必要に応じて修正等を検討したいと思います。

議長

ほかにございませんでしょうか。

委員

資料2の50ページにある新規開拓の事業ですが、ページ数の関係もあるかもしれませんが、目玉となる事業の写真等を入れると、県民に伝わりやすくなるのではないのでしょうか。

県

全体の構成の関係もあるため、写真の追加は難しいと思いますが、例えば、計画の広報用のパンフレットを作成する機会や、次の計画の際に考えさせていただきます。ご意見を参考に今後いろいろ考えていきたいと思います。

委員

リサイクルというのは色々あるので、例えば、事例集みたいなものを作ると効果的ではないでしょうか。秋田県内には、もみ殻のリサイクルで断熱材を作る等面白いリサイクルに取り組まれている会社もあります。

県

ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきたいと思います。

議長

この辺りで、第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案についての質疑を終わります。

皆様のご意見を集約しますと、本計画案は妥当であると判断されますが、文言等については一部修正の要望がありました。

文言の修正については私に一任いただき、事務局と調整した上で、本計画案は適当である旨を知事に答申することとしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長

ありがとうございます。

それでは、諮問第7号 第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画案については適当であると認め、その旨を知事に答申することとします。

皆様、ご質問、ご意見ありがとうございました。

次に、報告事項に移らせていただきます。

秋田県公害防止条例施行規則の改正について、事務局から報告をお願いします。

県

(秋田県公害防止条例施行規則の改正について報告)

議長

ただいま、秋田県公害防止条例施行規則の改正について、事務局から報告がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

委員

温泉旅館業等の排水基準についても、この新しい基準の15mgが適用されるのでしょうか。それとも暫定基準が適用されるのでしょうか。

県

今回改正するのは公害防止条例で規制対象となっている施設の基準であり、公害防止条例では、いわゆる「畜舎」、「自動車整備工場」及び「病院」、この3つの中で水質汚濁防止法の対象にならない規模の施設ということを規定していますので、温泉旅館等の排水は水質汚濁防止法の規制対象になるため、今回の条例改正による数値は適用されません。

委員

そうすると、現状、温泉旅館に暫定基準は適用されないのでしょうか。

県

水質汚濁防止法上では、温泉旅館に対して暫定排水基準は適用されていますが、今回の公害防止条例においては、そのような暫定排水基準というものは定めていないので、条例としてそもそも、温泉旅館を対象としていないものなので、温泉旅館も今回の整理の中には関わってこないこととなります。

県

温泉旅館は水質汚濁防止法上の暫定排水基準が適用されています。

議長

ご質問、ご意見はございませんか。

他にございませんでしょうか。せっかくの機会ですので、その他の委員の皆様から全体を通してのご質問、ご意見はございませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました全ての議事を終了します。

皆様、円滑な議事進行へのご協力、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

司会

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度秋田県環境審議会第2回環境保全部会を閉会します。

本日は、貴重なご意見と円滑な審議へのご協力を賜り、誠にありがとうございました。

以上